

# 市税を期限内に 納付できない場合には…

市税については、それぞれ定められた期限までに納付していただく必要があります。

→延滞金がかかります。

※納付が期限に遅れた場合には、原則として法定納期限の翌日から完納する日までの日数に応じて計算した延滞金を納付しなければなりません。

→財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があります。

※督促状が送付されてもなお納付されない場合には、法律に定められた差押えなどの強制的な徴収手続きを行うことになります。

→納税証明書が発行されません。

○市税を一時に納付できない方のために猶予制度があります。

## 申請による換価の猶予

市税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあり、他の市税の滞納がないことなどの一定の要件に該当するときは、その市税の納期限から6か月以内に収納対策課に申請することにより、原則として、1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

※上記の「申請による換価の猶予」のほか、「職権による換価の猶予」があります。

## 徴収の猶予

災害、病気、休廃業、事業上の著しい損失など理由により、市税を一時に納付することができないときは、市に申請することにより、原則として、1年以内の期間に限り、徴収の猶予が認められる場合があります。

○猶予が認められると…

- ・ 猶予期間中の猶予特例基準割合を超える分の延滞金が免除されます（災害等は除く）。
- ・ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

○申請手続きなど、詳しくは収納対策課にご相談ください。

# 市税を滞納すると…

市税を一時に納付できないときは、収納対策課で納付相談を受けています。  
納付相談では、事業の状況や資金・財産の状況などをお伺いします。  
納付も相談もない場合には、次のような手続で滞納処分を行うこととなります。

## 督促状送付

※納期限を過ぎても納付がない場合、督促状が送付されます。

督促状を送付しても納付されず、相談もない場合は…

## 財産調査

※金融機関や勤務先、取引先などに対し財産の調査を行います。  
※財産調査の一環として、徴税吏員が居宅や事務所などの捜索を行う場合があります。

納付の相談がない、納付の約束が守られないなど  
納付の意思が認められないような場合は…

## 財産差押え

※動産（貴金属等）、債権（売掛金・預金等）、不動産などの財産の差押えを行います。

## 取立て・公売

※差し押さえた債権の取立てを行います。  
※動産や不動産等は、入札等による公売を行います。

## 滞納市税に充当

※取り立てた債権や公売による売却代金を滞納市税に充てます。

市税を納期限までに納付できない場合には、お早目に収納対策課にご相談ください。 ※洲本市財務部収納対策課 TEL0799-22-3321